

支 払 基 金
令和 3 年 11 月 30 日

特定器材マスターの改定について

今般、令和 3 年 11 月 30 日付け厚生労働省告示第 395 号に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、令和 3 年 12 月 1 日であることから、令和 3 年 11 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：7コード）（別紙）

特定器材マスター登録内容の一部変更（令和3年12月1日適用）

別表 番号	区分 番号	特定器材 コード	特定器材名・規格名	金額 種別	金額	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
02	076	710011138	固定用金属ピン（一般用・プレート型）	1	30,400	3		新設		
02	112	710011139	ペースメーカー（デュアルチャンバ（リード一体型））	1	1,170,000	3		新設		
02	133	710011140	P T Aバルーンカテーテル（ボディワイヤー型）	1	97,100	3		新設		
02	150	710011141	ヒト自家移植組織（自家培養口腔粘膜上皮・採取・培養キット）	1	4,280,000	3		新設		
02	150	710011142	ヒト自家移植組織（自家培養口腔粘膜上皮・調製・移植キット）	1	5,470,000	3		新設		
02	212	710011143	ペプチド由来吸収性局所止血材	1	13,200	3		新設		
02	213	710011144	脳神経減圧術用補綴材	1	31,200	3		新設		0.1g当たり3,120円と告示されていることから、レセプト請求時にはご留意願います。